



◆空き家有効活用補助事業について

本町では、定住促進および空き家の利活用を促すため、町外に住んでいる方で定住を目的に空き家バンク制度を通じて成約し、空き家の修繕等を行った場合に、改修に要した経費の一部を助成します。

【期間】 平成26年度～平成28年度までの3年間

【補助対象の空き家】

個人が自ら居住することを目的に建築し、現に居住していない家屋で、大崎町空き家等バンク登録台帳に登録されている物件

※空き家バンクへの登録は無料です。詳しくは本誌29ページか本町ホームページの『住まいの情報』をご覧ください。

【補助対象者】

1. U J I ターン者
次のいずれにも該当する方
 - ・申請時に町内に住所を有していない方、または町内に住所を有して6か月経過していない方
 - ・町外に3年以上居住していた方
2. 空き家の所有者または賃貸を行うことができる権利を有する方

【補助要件】

1. 市区町村民税等に滞納がないこと。
2. 居住地の自治公民館に加入すること。
3. 町内の建築業者等（個人事業主を含む）に空き家の改修を発注すること。
4. 3親等内の親族間での空き家の購入または賃貸での使用でないこと。
5. 申請年度内に工事が完了すること。

【補助対象経費】

1. 住宅の機能向上のための修繕、模様替え、設備改善（店舗や倉庫などは対象外）に要する経費。
ただし、備品の購入や外構工事は対象外とします。
2. 家財道具等の運搬および廃棄に要する経費。
3. 空き家の改修等に要する経費（消費税は除く）で、その額が30万円以上であること。

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします、なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

【申請】

改修工事着工前に申請書類を提出し、町より補助金の交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理することができません。